
(観光で西日本を元気に！！「13 府県ふっこう周遊割」)
島根県周遊旅行促進事業
旅行者版
取扱マニュアル

Version 18/10/10 21:00

1. はじめに

本書は、島根県周遊旅行促進事業（13 府県ふっこう周遊割）における助成金の交付手続きをまとめたものです。本書、並びに別添資料を確認の上、お間違いないようお願いいたします。

なお、本書に掲載のない事項につきましては、その都度、事務局までお問い合わせください。

■目次

1. はじめに	2
2. 島根県周遊旅行促進事業について	3
3. 申請手続きについて 旅行者版	5
4. 事務局連絡先	7
5. 「13 府県ふっこう周遊割」キャンペーンロゴについて	7
6. 「13 府県ふっこう周遊割」専用 WEB サイトについて	8

■別添資料

（周遊旅行促進事業用：旅行者向け）

- ・ 様式 3 申請書兼請求書
- ・ 様式 4 個人情報同意書
- ・ 様式 5 宿泊証明書
- ・ 様式 6 行程表

2. 島根県周遊旅行促進事業について

(1) 概要

島根県周遊旅行促進事業（13 府県ふっこう周遊割。以下、本事業）とは、国が交付する「平成 30 年 7 月豪雨観光支援事業費補助金」を活用し、島根県を周遊する旅行者等の宿泊料金の割引（助成金の交付）を行うことで、本県への風評被害の影響緩和、旅行需要の喚起を図るものです。「周遊旅行促進事業」・「ボランティア活動促進事業」・「代替交通手段の活用による旅行促進事業」3 事業のうち、本県では「周遊旅行促進事業」を実施します。

(2) 周遊旅行促進事業とは（対象となる内容）

A) 平成 30 年 8 月 28 日（火）以降に予約された、平成 30 年 8 月 31 日（月）から平成 30 年 11 月 30 日（金）までになされた宿泊に対して

岐阜県、京都府（京都市を除く）、兵庫県、島根県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県において、島根県を含む 2 府県以上、合計 2 泊以上の連続した宿泊のうち、島根県内での宿泊に係る料金に対して助成金を交付します。

B) 平成 30 年 9 月 21 日（金）以降に予約された、平成 30 年 10 月 1 日（月）から平成 30 年 11 月 30 日（金）までになされた宿泊に対して

岐阜県、京都府（京都市を除く）、兵庫県、島根県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県において、島根県を含む助成金の対象となる府県に合計 2 泊以上の連続した宿泊のうち、島根県内での宿泊に係る料金に対して助成金を交付します（島根県内のみでの 2 連泊以上の宿泊も対象となります。）

助成金を受けるためには、旅行業者が実施する既に割引された企画旅行（募集型・受注型）・手配旅行に参加する方法と、旅行者自身が助成金を請求する方法（後述の「3. 申請手続きについて」参照）の 2 種類があります（2 つの方法を二重利用することは、二重助成となるため禁止します）。

(3) 助成金額

一人泊当たり 4,000 円を上限（消費税・入湯税を除く宿泊代金が 4,000 円以下の場合、その額が上限となります）として助成金を交付します。また、島根県の助成上限は、「旅行業者が実施する既に割引された企画旅行に参加する場合」を除き、1 人当たり延べ 5 泊までです。

なお、助成金は予算の範囲内での交付となります。請求時に予算の上限を超えていた場合、助成金は受けられません。助成金の交付（残り）状況につきましては、事務局もしくは WEB サイトにてご確認ください。

(4) 対象となる期間

対象期間は、

A) 「2府県以上・2連泊以上の宿泊」

平成30年8月28日(火)以降に予約された、平成30年8月31日(月)から平成30年11月30日(金)までになされた宿泊(平成30年12月1日(土)チェックアウト)です。

B) 「島根県内での連泊」及び「徳島県、香川県での宿泊を含む連泊」

平成30年9月21日(金)以降に予約された、平成30年10月1日(月)から平成30年11月30日(金)までになされた宿泊(平成30年12月1日(土)チェックアウト)です。

(5) 対象となる宿泊施設

島根県内の旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項に規定する許可を受けた施設が対象となります。但し、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設は除きます。

(6) 注意事項

- ・助成金の交付は、国内に口座を持つ申請者個人の口座に限ります。
- ・割引された企画旅行に参加する場合を除き、助成金は申請者による後述の「3. 申請手続きについて」が必要となり、後日請求書記載の口座へ振り込まれます。
- ・各事業者にて広告等を行う際は、二重価格表記違反にご注意ください。新商品について、オリジナル価格と割引後価格を併記するのは、景品表示法の二重価格表記違反となります。例えば周遊旅行促進事業における割引された企画旅行の場合、「宿泊代金6,000円、※既に「13府県ふっこう周遊割」島根県周遊旅行促進事業における4,000円の助成が反映されています」などの表記が一案となります。

3. 申請手続きについて 旅行者版

(1) 概要

助成金の交付を受けるためには、各様式の提出が必要です。それぞれ提出する様式が異なりますので、該当する内容をご確認の上、申請をお願いいたします。

1. 旅行業者が実施する既に割引された企画旅行に参加する場合

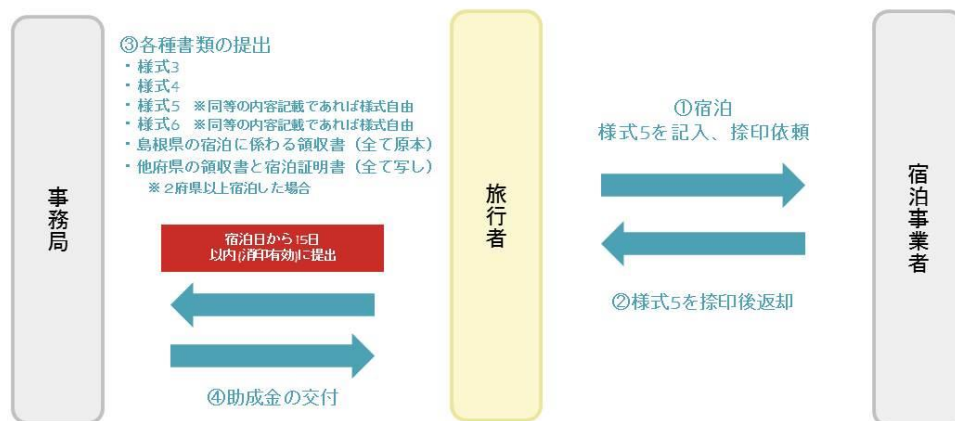
2. 旅行者自身が助成金を申請する場合

(2) 旅行者自身が助成金を申請する場合の手続き

※旅行者自身による手続きが必要です。宿泊された各府県の事務局への申請が必要です。

※「様式5 宿泊証明書」につきましては、宿泊当日に宿泊施設へお持ちください。宿泊施設の記入・捺印が必要になります。

【書類提出の流れ 島根県 旅行者版】



1. 旅行者が下記の各様式にご記入、ご捺印後、宿泊した日から **15日以内（消印有効）** に事務局へ提出（郵送のみ）してください。「様式5 宿泊証明書」については 宿泊施設の捺印が必要なため、宿泊当日に宿泊施設へお持ちください。

- ・様式3 申請書兼請求書
- ・様式4 個人情報同意書
- ・様式5 宿泊証明書（原本）

※予約日および宿泊日ごとの宿泊料金・宿泊人数など所定の様式に示す記載事項が確認できるものであれば、宿泊施設独自の宿泊証明でも構いません。

- ・様式6 行程表

※所定の様式に示す記載事項が確認できるものであれば、様式自由。

- ・島根県の宿泊に係わる領収書（原本）
- ・他府県の領収書（写し）と宿泊証明書（写し）※2府県以上宿泊した場合

2. 事務局が書類受理後 30 日以内に助成金を振込みます。

※書類に不備があった場合は 30 日以内に振り込めないことがあります。

※郵送にかかる費用は申請者ご自身にてご負担ください。

(3) 様式の入手方法

各種様式は別添資料をご確認ください。

また、各種様式は下記ホームページよりダウンロードできます。

<https://fukkou-shuyu.jp/shimane.html>

(4) 注意事項

- ・助成金は予算の範囲内での交付となります。請求時に予算の上限を超えていた場合、助成金は受けられません。助成金の交付（残り）状況につきましては、事務局もしくはWEBサイトにてご確認ください。

(5) 書類の送付先

「13 府県ふっこう周遊割」島根県事務局

〒700-0822 岡山市北区表町 1-7-36 JTB 岡山ビル 4 階

4. 事務局連絡先

「13 府県ふっこう周遊割」島根県事務局

営業時間：10：00～17：00

（土日祝、年末年始 12/29～1/4 は休み、9/1（土）・9/8（土）は営業）

TEL：086-232-6524 FAX：086-232-1220

メール：shimane_fukkou1@jtb.com

住所：〒700-0822 岡山市北区表町 1-7-36 JTB 岡山ビル 4 階

5. 「13 府県ふっこう周遊割」キャンペーンロゴについて

「13 府県ふっこう周遊割」のキャンペーンロゴデータを作成し、下記 WEB サイトより配布しております。各販促ツールなどで自由にご利用ください。

<https://fukkou-shuyu.jp/logo.html>



6. 「13府県ふっこう周遊割」専用 WEB サイトについて

8月28日(火)より下記専用 WEB サイトがオープンしております。

<https://fukkou-shuyu.jp/>



新着情報 ▼

もっと見る >

- | | | |
|-------|------------|--|
| 11月更新 | 2018.09.10 | 「同一府県、2泊以上を対象」とした条件につきましては、詳細決まり次第、当サイトにてご案内いたします。 |
| 10月更新 | 2018.09.05 | 宮内庁平楽寺新館舎の落成を公認し、お申し込み。 |